

一般競争入札の公告

滋賀県立大学不正持出防止装置一式の購入について、一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。)第 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 11 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎司

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品名および数量 不正持出防止装置一式の購入
- (2) 調達物品の特質等 仕様書のとおり。
- (3) 調達の範囲 調達物品およびその設置に必要な部材、搬入、据付、配線、調整等を含む。
また、既設の入退館管理システム一式の撤去を含む。
- (4) 納入期限 令和8年3月19日（木）
- (5) 納入場所 滋賀県立大学図書情報センター2階 彦根市八坂町2500

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者については、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えた者とする。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 入札公告等にした物品に係るアフターサービスの体制が整備されている者であること。
- (8) 入札参加者および代理人は、「入札参加資格確認申請書」を、令和7年11月21日（金）17時までに提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。
- (9) 国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、誠実に履行したこと。

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す期間 令和7年11月11日（火）10時から令和7年11月26日（水）17時まで
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先
(機関名) 公立大学法人滋賀県立大学事務局経営企画課図書係
(郵便番号) 522-8533 (所在地) 滋賀県彦根市八坂町2500
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は滋賀県立大学のホームページからダウンロードできる。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない
- (5) 入札書の提出期間 令和7年11月17日（月）から令和7年11月26日（水）17時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (6) 入札書の提出場所 3(2)と同じ
- (7) 開札の日時および場所 令和7年11月27日（木）14時 滋賀県立大学事務局A0棟3階第1会議室
入札が本学の定める予定価格を上回り不調となった場合、再入札を行う。
再入札の日時および場所 令和7年11月27日（木）滋賀県立大学事務局A0棟3階第1会議室
開札の日時および場所 再入札の終了後直ちに行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

この公告に示した契約を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は令和7年11月21日(金)17時までに手続きを行うこと。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第15条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 郵便等による入札の可否 可

9 同等品等による入札の可否 不可

10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国貨幣

11 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し同じ印を押印すること。

(3) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。同価の入札をした者のうち、出席しない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(5) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

(6) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(8) その他詳細は、入札説明書等による